

第1部

計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化・核家族化の進行や地域・家庭を取り巻く環境の変化に対応し、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、その後、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」、12月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために、地方公共団体や企業に行動計画の策定が義務付けられています。

その後も少子化の進行は続き、更に、子育ての孤立感や負担感の増加、都市部を中心とした深刻な待機児童問題が表層化し、子ども・子育て支援の質・量の不足などを解消するため、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。平成25年の「少子化危機突破のための緊急対策」では、これまでの「子育て支援」及び「働き方改革」に加え「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として推進することで、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされました。そして、平成27年に「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。この新制度では、幼児期の質の高い教育・保育を総合的に提供し、待機児童解消、地域の子育て支援の充実を推進していくこととしています。

涌谷町においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「涌谷町次世代育成支援（前期）行動計画」を策定、平成22年3月には前期計画の評価や課題を踏まえ「涌谷町・安心子育て支援プラン（涌谷町後期行動計画）」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭に関する施策を推進しました。これらの進捗状況や課題を整理し、平成27年に制定された「涌谷町・安心子育て支援プラン（涌谷町子ども・子育て支援事業計画）」が令和元年度に最終年度を迎えたことから、基本理念である「安心して子どもを産み、育てることができる町づくり」を引き続き継承し、令和2年からの5年間を計画期間とする「涌谷町・安心子育て支援プラン（第2期涌谷町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境の実現を目指します。

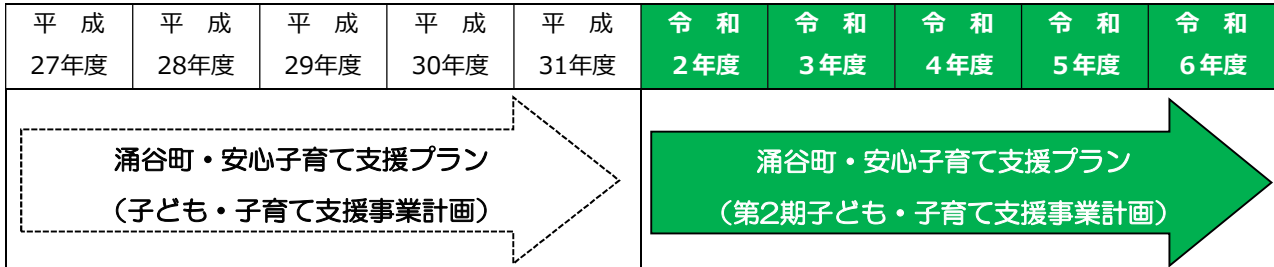
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けます。国で示す「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、町が取り組むべき方策の達成目標や実施時期を明らかにして、計画的に取組を推進します。

また、本計画の策定に当たっては、町の上位計画である「第五次涌谷町総合計画後期基本計画」や関連計画との整合、連携を図ります。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法で規定する令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中においても、社会経済情勢や町の状況の変化、子育て家庭の保育・教育ニーズ等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定方法

(1) 涌谷町子ども・子育て会議

関係者及び町民の意見を広く聴取するため、学校教育・保育関係者、関係団体、有識者などからなる「涌谷町子ども・子育て会議」を設置し、事業計画における量の見込み、計画素案等について、協議しました。

(2) アンケート調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、涌谷町内に居住する未就学児がいる世帯及び小学生がいる世帯を対象に、平成30年12月に「涌谷町子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(3) ワールドカフェ事業の実施

子育て世帯だけではなく様々な世代や立場の方から参加者約50人を公募し、アンケート調査の結果などを見ながら「これからの涌谷の子育て」について話しやすい雰囲気と考えていくワールドカフェ事業を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

令和2年1月30日～2月13日まで、涌谷町のホームページにおいて計画の素案を開示し、意見を募集しました。